

休日、夜間における小児二次救急診療※について

2021年4月1日より滋賀県保健医療計画に基づく、基幹小児救急医療機関として湖南保健医療圏域（草津市、栗東市、守山市、野洲市）および甲賀保健医療圏域（甲賀市、湖南市）の**休日・夜間における小児二次救急診療は、365日 済生会滋賀県病院 が行うこととなりました。**

湖南及び甲賀保健医療圏域の小児二次救急診療施設は 済生会滋賀県病院のみ となります。

小児二次救急診療体制は 当番制で、済生会滋賀県病院のほか、済生会守山市民病院、近江草津徳洲会病院、草津総合病院、滋賀県立小児保健医療センター、公立甲賀病院、滋賀医科大学小児科から小児科医師が派遣され、小児二次救急診療を行います。

**重症のお子さんへ適切な医療を提供するために、
以下の理解とご協力をお願い致します。**

- ・救急外来では、「診断」ではなく「緊急性の有無」を判断することが中心になります。
- ・小児二次救急診療施設で「緊急性がない」と判断された場合は、時間内と同様の検査や投薬のご希望には沿えない場合もありますのでご了承下さい。（夜間・休日診療とは対応が異なります。）
- ・年齢、症状により診察の順番も変わることがあります。
- ・夜間、休日に入院が必要となった場合、済生会滋賀県病院での入院となりますが、翌平日以降はご希望の病院への転院調整も可能です。（病状や調整先病院の空床状況によっては、ご希望に添えない場合もあります。）

どうすればよいかわからない時の参考情報！

- ① ご家庭で救急病院受診が必要かどうか判断する手段としては、次（裏面）にあげたような信頼性の高い情報源がありますので、次回以降の受診の際にはぜひご活用下さい。
※電話相談：#8000・ウェブサイト：こどもの救急・書籍など)
- ② 日頃からかかりつけ小児科を持ち、「どのような場合に救急受診が必要か」アドバイスを受けておきましょう。（持病の有無によっても救急受診の目安は変わります。）
- ③ 年末年始、大型連休など、かかりつけ医の休診が続く場合は、**※1 一次救急診療を行う施設湖南広域休日急病診療所、※2 公立甲賀病院** を利用しましょう。

※1 一次救急診療：入院治療が必要ない程度の治療を行う診療、**二次救急診療**：入院治療を必要とする治療を行う診療

※2 公立甲賀病院：年末年始、大型連休等の小児一次救急診療を行う時間は、AM9時～PM6時となります